

## 日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

# 調剤報酬全点数解説(2020年度改定版) 「長期保存困難等による分割調剤(調剤基本料)」 「後発医薬品の試用による分割調剤(調剤基本料)」

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美 監修:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広



資料No.20201029-1095-1

#### (2020年10月29日訂正)

- ・P2 点数内容に"同一の保険薬局で"を追記
- ·P7 一部「調剤可能日数」⇒「処方箋使用期間日数+用量日数」に修正

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



# 日医工がお届けする 5世 では、

### 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598

Stu-GE 調剤報酬全点数



#### 調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表(2021年5月14日時点)

日医工MPS

分類	点数名	要件	点数	点数 資料名		Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料				「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed.
	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき				ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/44	p/articles/54
	<b>采</b> 用版用应官理指导科	処力強文的工門にフさ				mpi documents/8		
						68		
	① 3カ月以内に再来局(かつ 手帳による情		43点			_		
	報提供)		43 <sub>M</sub>					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	夢句即田庭館頭松讃句 / 柱周()	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は	124					
	薬剤服用歴管理指導料(特例)	算定不可	13点					
				「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点			ae.nichiiko.co.ip/	p/articles/57	p/articles/67
	9 情報通信機器で使用	月1回まで、台加昇は昇足不可	mc+			mpi documents/8		
						<u>73</u>		
				「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作	1074	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed
	麻薬管理指導加算		22-	用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」		ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/55	p/articles/60
	M来 E - 连 加 等 / 加 异		22/H			mpi documents/8		
						84		
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
				「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakume
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点			ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/51	p/articles/59
	付此条則官理損得加昇 1	<b>序主力関ハビルルのの特に女主官理が必要は改業品</b>	10点			mpi documents/8		
						77		
	特定薬剤管理指導加算2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点					

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

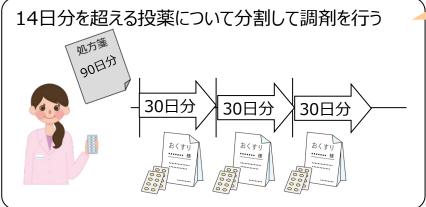


### 00注8 長期保存困難等による分割調剤

内容	点数
長期投薬(14日分を超える投薬)の処方箋において、薬剤の保存が困難である事等の理由により分割して調剤を行った場合、同一の保険薬局で2回目以降の調剤を行った場合に算定する。	1分割調剤につき5点

#### 【要件】





【疑義解釈2004/3/30】 全ての薬剤が対象

調剤録を作成し必要事項を記入 (薬歴に必要事項が記入されて いればよい)

分割理由等の必要な事項を調剤 録等に記入

調剤済とならなかった場合、処方箋に必要事項を記載し患者に返却する



- ●調剤量 ●調剤年月日
- ●調剤した薬剤師による記名押印又は署名
- ●調剤した薬局名称・所在地
- ●処方変更の内容(必要に応じて)
- ●疑義照会及びその回答の内容(必要に応じて)
- ●分割理由等

処方箋のコピーを取っておくなどの対応をお勧めする。

2020年度改定で"等" が追加された

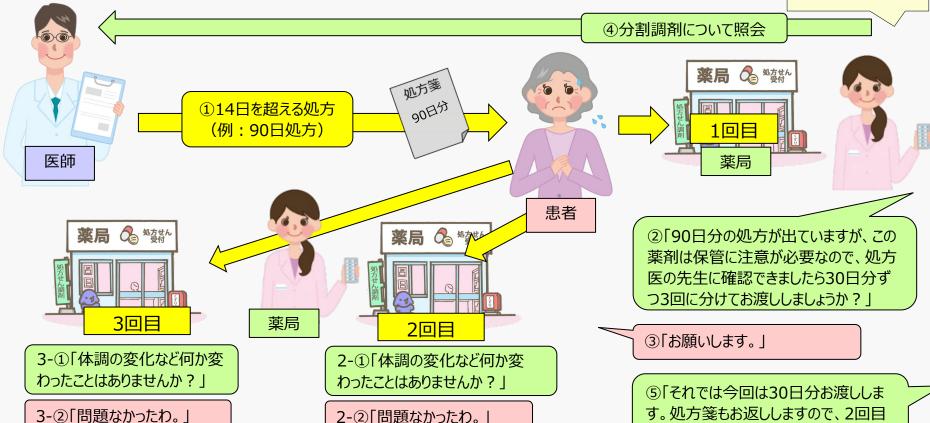
2回目以降の調剤時には薬学管理料を算定しない



### 長期保存困難等による分割調剤の流れ (90日処方を3回に分割する例)

日医工MPS

調剤録等に分割調 剤した理由を記入



3-②「問題なかったわ。」

3-③「それでは最後の30日分を調 剤します。次回は診察を受けて新た な処方箋を持って来てください。|

薬局の算定

分割調剤基本料(5点) 調剤料(90日分を計算し、1回目と2 回目の算定額を差し引いて算定)

2-3 「それでは次の30日分を調剤します ね。処方箋をお返ししますので、3回目は

●日までに取りに来てくださいね。」

分割調剤基本料(5点) 調剤料(60日分を計算し、1回 目の算定額を差し引いて算定)

薬局の算定

調剤基本料 調剤料(30日分を算定) 薬剤服用歴管理指導料等の薬学管理料 (要件を満たせば)

は○日までに取りに来てくださいね。」

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。 資料No.20201029-1095-1-p3



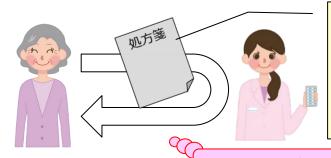
### 00注9 後発医薬品の試用による分割調剤

内容	点数
後発医薬品に係る処方箋受付において、患者が初めて後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割し て調剤を行った場合、当該処方箋に基づく同一の保険薬局における2回目の調剤に限り算定する。	5点

#### 【要件】



調剤済とならなかった場合、処方箋に必要事項を記載し患者に返却する



- ●調剤量 ●調剤年月日
- ●調剤した薬剤師による記名押印又は署名
- ●調剤した薬局名称・所在地
- ●処方変更の内容(必要に応じて)
- ●疑義照会及びその回答の内容(必要に応じて)
- 分割理由等

処方箋のコピーを取っておくなどの対応をお勧めする。

1回目の分割調剤後、処方医に連絡を行う (2回目に先発品を調剤した場合も連絡) ○○さんのご希望により、後発 品のお試し調剤を行いました。 連絡



調剤録を作成し必要事項を記入 (薬歴に必要事項が記入されて いればよい)

分割理由等の必要な事項を調剤 録等に記入

> 2020年度改定で"等" が追加された



### 後発医薬品の試用による分割調剤の流れ (28日処方を2回に分割する例)

日医工MPS

調剤録等に分割調 剤した理由を記入



医師

①変更可処方箋

一般名記載処方箋であっても患者が初めて後 発品を服用するのであれば対象と考えられる。



⑦分割調剤を連絡

②「処方されたお薬は後発品に 変更できますが、変更を希望さ れますか? |

③「初めて後発品を使うので少 し心配なのですが・・」

④[28日分の処方が出ていますので、試し に7日分だけ後発品にしましょうか?」

⑤「お願いします。」

⑥「処方箋をお返ししますので、残りの21 日分は○日までに取りに来てくださいね。」

2-4 ′ 先発品に戻 した理由を連絡

> 調剤録等に戻し た理由を記入

薬局 🕹 処族性心 2回巨 薬局

2-①「体調の変化など何か変わったことはありませんか? 2回目も後発品を継続されますか。|

2-②'「先発品に戻してください。|

2-②「以前と同じで問題なかっ たわ。後発品を継続します。」

2-③′「それでは残りの21日分は 先発品で調剤しますね。|

2-③「それでは残りの21日分も 後発品で調剤しますね。」

薬局の算定

分割調剤基本料(5点)

調剤料(28日分を計算し、1回目の算定額を差し引いて算定) 薬剤服用歴管理指導料(要件を満たせば)

薬局の算定

患者

調剤基本料

調剤料(7日分を計算し算定)

薬剤服用歴管理指導料等薬学管理料(要件を満たせば)

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。 資料No.20201029-1095-1-p5

Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.



#### 分割調剤の調剤日数の基本的な考え方

日医工MPS

(例) 4月3日交付、処方箋の使用期間4日間、用量10日分の処方箋

処方箋使用期間4日+用量日数10日 =14日

┗調剤総量は処方箋に記載された用量(日数)を超えない

▶2回目以降の調剤においては処方箋の使用期間の日数と用量(日分)に示された日数の和から、

1回目の調剤日から起算して当該調剤日までの日数を差し引いた日分を超えない(3回目以降の調剤も同様)

調剤可能日数簡易計算式= 例えば4月5日-4月4日は計算上1日だが、 「処方箋使用期間日数+用量日数-(【2回目調剤日-1回目調剤日】+1日) 日数カウントでは2日となるため1日をプラスする 例:4月 1日 2日 4⊟ 5⊟ 7日 8日 11日 12⊟ 14⊟ 15日 16⊟ 17日 18日 3⊟ 6⊟ 9日 10⊟ 13⊟ 処方箋 交付 調剤1回目 4/3 14日-(【4月8日-4月3日=5日】+1日) =8日(5日分OK) 5日分調剤 (処方箋交付日と同日) 調剤 用量日数(10日) 使用期間 (4日) 調剤2回目 3 5 6 8 1 4 10 11 12 13 14 (予定通り) 4/8 ↑第1回目調剤日の前日を1日目とする 5日分調剤 調剤 調剤2回目 4/12 ↑第1回目調剤日の前日を1日目とする 4日分調剤 (4日遅れ) 調剤

14日- (【4月12日-4月3日=9日】+1日) =4日 (4日分まで)

例:4月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
			処方箋 交付						14日	- ([4,	月12日	-4月6	5日=6	日】+1	日) =	7日(	5日分0	OK)
調剤1回目 (処方箋交付の3日後)						4/6 調剤		5日分	調剤									
					使用期間(4日)					用量日数(10日)								
調剤2回目					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
(1日遅れ)					↑第1回目調剤日の前日を1日目とする						4/12 調剤		5日分	)調剤 —				

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



### (参考) 分割調剤の算定要件等まとめ

調剤基本料の規定	「注8」長期保存が困難等	「注9」後発医薬品の試用	「注10」医師の指示による						
分割限度	なし	2回	3回						
新設年度	2004年度	2008年度	2016年度 (2018年度ルールの明確化)						
対象	14日を超える投薬で 薬剤の保存が困難である等の場合	初めてその後発品を服用する場合	患者の病状は安定しているものの 服薬管理が難しい場合						
処方箋様式	通常の処方箋様式	通常の処方箋様式	専用の様式あり						
患者の意向	(特に記載なし)	希望により (2回目調剤で意向確認)	同意の下						
患者への対応	(特に記載なし)	1回目:希望確認 2回目:体調の変化等確認	規定あり (説明、確認、必要に応じて連絡)						
処方元への対応	処方箋受付時に照会	処方箋受付時に照会 分割調剤を行った場合に連絡 (2回目に先発品に戻った時も連絡)							
分割調剤に係る記録	調剤録等に理由を記入	調剤録等に理由を記入 (再変更時も理由を記入)	(特に記載なし)						
重複算定	重複算定不可(「注10」を優先、「注8」「注9」はいずれかを算定)								
調剤基本料	1回目:通常の調 (2回目以降調剤する薬局が異なる <sup>は</sup>								
	2回目以降:5点を算定/1分割調剤	] 「分割なし」で合算して、 分割回数で割り分割調剤毎に算定							
調剤料	通算した点数を超えない	通算した点数を超えない(一包化加算も同様)							
薬学管理料	2回目以降算定不可	2回目も所定の要件を満たすことで 薬剤服用歴管理指導料は算定可	_ ※服薬情報等提供料は分割せず算   						



# 日医工がお届けする 5 200-15 は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

#### ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- · 調剤報酬全点数情報
- ・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・その他医療制度に関する情報

会員登録は、無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!



スマートフォンで簡単登録

会員特典1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典2

更新情報をメールでお知らせ

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index